

# 今月は悪質商法撲滅月間です。



クリスマスや年末が近づき、お金の出入りが多くなるこれからの時期・・・

若者を狙ったキャッチセールスや高齢者を狙った悪質な訪問販売等が**増加**することが予想されます。

このような悪質商法による被害を防ぐために、福岡県では12月を「**悪質商法撲滅月間**」と位置づけ、本市も市民の方々への啓発をより一層強化しています！

## 被害を未然に防ごう！～3つの場面での対処法～

### 【電話編】

- ・「俺（私）だよ！」、「携帯番号が変わった」 ⇒ **オレオレ詐欺を疑いましょう**
- ・知らない人からの電話 ⇒ 用心して対応し、個人情報に係ることは話さない
- ・必要のないものの勧誘 ⇒ きちんと断り、電話を切りましょう

### 【訪問販売編】

- ・知らない人・怪しい人からの訪問 ⇒ 家へは絶対入れず、**インターホンで対応しましょう**
- ・「無料点検にきた」「絶対儲かる」 ⇒ 安易に信用してはいけません！  
必要なければしっかり断り、家にはあげないこと。

### 【手紙・はがき編】

- ・応募をしていないのに「**当選しました！**」  
「**賞金獲得しました！**」などの文書がきた ⇒ **無視しましょう。**こちらから連絡してはいけません
- ・全く身に覚えのない請求が来た ⇒ **架空請求を疑いましょう！**支払う前に相談を！

#### **太宰府市消費生活相談窓口**

日時：毎週月・水・金曜日 9：30～16：00（正午～午後1時までは昼休み）

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約は必要ありません。

#### **多重債務問題に関する無料法律相談窓口**

日時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約が必要です。

〈お問い合わせ先・相談予約申し込み先〉

092-921-2121（内線438）

これで安心♪

